

報 道 資 料

令和2年6月5日

総合政策部人事課
0742-34-4821（ダイヤルイン）

職 員 の 懲 戒 処 分 に つ い て

このことについて、下記のとおり処分の発令をした。

記

	所属・補職	年齢	処分内容	処分理由
1	まち美化推進課 係長 技能職員	55	減給10分の1 1月	①管理職など複数の職員に対して、日常的に暴言を吐くなどにより職場内の秩序を乱した。 ②部下に対して、パワー・ハラスメントを行った。 (当時、平成30年度 環境清美工場主任、令和元年度 環境清美工場係長)
2	リサイクル推進課 主任 技能職員	47	減給10分の1 1月	①管理職など複数の職員に対して、日常的に暴言を吐くなどにより職場内の秩序を乱した。 ②部下に対して、パワー・ハラスメントを行った。 (当時、平成30年度・令和元年度 環境清美工場主任)
3	健康増進課 再任用職員 事務職員	60	戒告	上記処分について、上司としての管理監督責任を問う (当時、平成30年度・令和元年度 環境清美工場長)

- ・ 適用法令：1、2について、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
3について、地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号
- ・ 処分年月日：令和2年6月4日